

長崎県立大学情報データベースシステム管理規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
規 程 第 13 号

改正 令和 2 年 2 月 4 日規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における大学情報データベースシステム（以下「システム」という。）の管理及びシステムに蓄積されたデータの取扱い、保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 システムは、本学における教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動等に関するデータの収集、管理及び情報発信を行うとともに、法人評価、認証評価、自己点検・評価、教員の個人評価等に活用することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員等 専任の教授、准教授、講師、助教及び特任教員をいう。
- (2) 部局等 各学部、各研究科各専攻、附属図書館、国際交流センター、地域連携センター、教育開発センター、東アジア研究所及び事務局をいう。
- (3) 教職員等 第 3 条(1)に定義する教員等と、第 3 条(2)に所属する職員をいう。
- (4) 法人評価 長崎県公立大学法人評価委員会が行う本学に対する評価をいう。
- (5) 認証評価 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関(以下「認証評価機関」という。)が行う本学に対する評価をいう。
- (6) 自己点検・評価 各部局等で行う自己点検・評価をいう。
- (7) 教員の個人評価 本学で行う教員評価実施基準に基づく教員評価をいう。
- (8) 全学基礎データ 主として部局等の公的な活動を表すデータをいう。
- (9) 教員等基礎データ 個々の教員等の公的な活動を表すデータをいう。
- (10) 評価基礎データ 全学基礎データ及び教員等基礎データを法人評価、認証評価等に用いるために編集したデータをいう。

(システムの構成)

第 4 条 システムは全学基礎データベース、教員等基礎データベース及び評価基礎データベースをもって構成する。

(全学管理責任者)

第 5 条 本学に、システムに関する業務を統括し、蓄積されたデータに関する業務を掌理させるため、全学管理責任者を置く。

2 全学管理責任者は、学長をもって充てる。

(全学運用管理者)

第 6 条 本学に、全学運用管理者を置き、法人事務局長をもって充てる。

2 全学運用管理者は、大学情報データベースの保護管理及び運用に係る業務を掌理する。

(部局管理責任者)

第7条 部局等に、当該部局等における全学基礎データ及び教員等基礎データの管理に関する業務を総括させるため、部局管理責任者を置く。

2 部局管理責任者は、部局等の長をもって充てる。

(部局運用責任者)

第8条 部局等に、当該部局等における全学基礎データ及び教員等基礎データの管理及び運用に関する業務を行うため、部局運用責任者を置く。

2 部局運用責任者は、部局等の長が指名する当該部局等の教職員等をもって充てる。ただし、一部局等で部局運用責任者を置くことが困難な場合は、複数の部局等が合同でこれを置くことができる。

(全学基礎データ及び教員等基礎データの利用)

第9条 システムに登録された全学基礎データ及び教員等基礎データは、次に掲げる場合に限り利用することができる。ただし、全学管理責任者が業務遂行上必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本学の活動状況に関する社会への情報発信を行う場合
- (2) 教員等の活動状況に関する社会への情報発信を行う場合
- (3) 本学の活動状況を把握するための調書等を作成する場合
- (4) 本学が法人評価及び認証評価の前提となる自己点検・評価を行う場合
- (5) 各部局等が当該部局の教員の個人評価を行う場合

2 前項に定めるデータの利用に際しては、個人情報に十分配慮した上で行うものとする。

(データの提供)

第10条 全学管理責任者は、次に掲げる場合に限りシステムに登録されたデータを学外に提供することができる。

- (1) 法人評価を受けるために長崎県公立大学法人評価委員会に提出する場合
- (2) 認証評価を受けるために認証評価機関に提出する場合
- (3) その他学長が特に必要と認めた場合

(保有個人情報)

第11条 システムにおける保有個人情報の取扱いについては、長崎県公立大学法人個人情報保護規程(平成19年規程第9号)の定めるところによる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、システムの管理及び運用並びに手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月4日規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。